

白岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

博物館法の改正に伴い、博物館登録を行うため、白岡市生涯学習センター歴史資料展示室の名称を白岡市立歴史資料館に改めるとともに、白岡市生涯学習センターの利用の制限に関する事項について規定するため、白岡市生涯学習センター条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条、第6条関係

「歴史資料展示室」を「白岡市立歴史資料館」に、「展示室」を「資料館」に改める。

(2) 第7条関係

「歴史資料展示室」を「資料館」に改める。

(3) 第13条関係

生涯学習センターの利用の制限に関する規定を加える。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。